

# 高額療養費の自己負担額が 63,600円に変わりました

5月1日から

## 高額療養費の支給

**1** 同じ人が、同じ月内に、同じ病院で支払う自己負担額が63,600円（住民税非課税世帯35,400円）を超えた場合の差額。

**2** 同じ世帯の人が、同じ月内に、1人30,000円（住民税非課税世帯21,000円）以上の自己負担額が複数あったとき、その合算額が63,600円（住民税非課税世帯35,400円）を超えた場合の差額。

**3** 1年以内に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目からは37,200円（住民税非課税世帯24,600円）を超えた場合の差額。

**4** 血友病や、人工透析が必要な慢性腎不全など特定の病気で、厚生大臣が指定したものについて10,000円を超えた場合の差額。

高額療養費とは、自己負担する医療費が高額になった場合、一定額以上の医療費を健康保険が負担する制度です。この一定額の基準が5月1日から、63、600円になりました。  
(4月分までは63、000円)

- 1.月の1日から月末までの受診を1か月として計算されます。(月をまたがって受診された場合は別計算です)
- 2.同じ病院などでも入院と通院は別々に計算されます。
- 3.総合病院の各科診療料は、それぞれ別々に計算されます。
- 4.入院時の食事代、差額ベッド代などの保険外負担は対象となりません。



注意すること

問合せ先 保健衛生課国保係 ☎84-1158

## レック ウォーキング 健康ウォーク

新緑の野山を

歩いて健康づくり

しませんか

歩くことは、いつでも、どこでも、1人でできる最も身近な運動で、「健康づくりのための運動」の第1歩です。「老化は足から」：歩かなくなると脳は刺激を受けなくなり働きが鈍くなってしまいます。  
輝く新緑、家族や友だちと楽しみながら、健康づくりしませんか。

日時 5月19日(日)

10時から3時まで

(受付 9時30分から)

〔小雨決行、当日朝防災無線でお知らせします。〕

集合場所 光文化の森公園(芝生広場)

コース 光文化の森公園(芝生広場)スタート

芝崎・八幡神社・虫生・広済寺

小川台・前方後円墳・光スポーツ公園

園昼食(ゆてたまごサイゼリス)

あけぼの橋・光文化の森公園

(ゴール)(延長13km)

持ち物 お弁当、簡単な雨具

参加料 1人 1,000円(傷害保険代)

参加賞 地鶏卵(1パック)+納豆

申込み 5月10日までに参加料を添えて保健センターへ申し込んで

ください。

問合せ先 保健衛生課国保係

☎1158